

## ガザ地区における平和の早期実現を求める意見書

パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との武力衝突が始まり、2か月以上が経過した。衝突により、ライフラインの寸断、食料、燃料の欠乏で多くの一般市民、特に子供たちに大きな犠牲が生じていることは悲惨で悲劇的な状況である。

こうした事態を受け、11月8日には先進7か国（G7）外相会合が、ガザ地区の人道危機に対処するため、戦闘休止を支持するなどとしたG7外相声明を発表した。

また、国連安全保障理事会は11月15日に緊急会合を開き、ガザ地区の子供の人道状況を改善するための戦闘の休止と人質の即時解放を求める決議を採択している。ガザ地区での人道危機改善に向けては本格的な停戦事態の鎮静化が必要であり、イスラエルと自立可能なパレスチナ国家の双方が平和、安全及び相互の承認の下に共存することを想定した二国家解決が、公正で永続的で安全な平和への道である。

政府におかれては、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」（日本国憲法前文、一部抜粋）と定めた憲法を持つ国として、ガザ地区における平和の早期実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、  
外務大臣